

「アゾキシストロビン」の添加物指定並びに添加物の規格基準の設定及び食品中の 残留基準の設定に関する食品健康影響評価について

下記の物質について、添加物指定並びに添加物の規格基準の設定及び食品中の残留基準の設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼物質の概要は、別添のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会においてアゾキシストロビンについて、食品添加物としての指定の可否並びに添加物の規格基準の設定及び食品の規格として食品中の残留基準を設定すること。

記

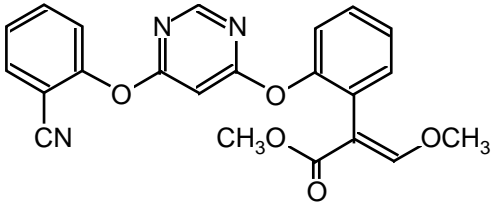
アゾキシストロビン

アゾキシストロビン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 23 年 8 月 10 日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大」申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・平成 23 年 9 月 27 日、食品添加物の新規指定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	アゾキシストロビン (Azoxystrobin)	
構造式		
用途	(農薬) 殺菌剤	
	(添加物) 防かび剤	
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤である。 ミトコンドリアの電子伝達系におけるエネルギー生産を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	<p>農薬として登録がなされている。 適用作物: 小麦(うどんこ病等)、稲(紋枯病等)、うり類(べと病等)、いちご(炭疽病等)等</p> <p>今回、こんにゃくへの適用拡大申請および収穫後にアゾキシストロビンが使用されたかんきつ類(みかんを除く)の輸入を可能にするための食品添加物指定を申請する。</p> <p>使用方法: 散布等</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.2 mg/kg 体重/day
	国際基準	バナナ、とうもろこし、畜産物等
	諸外国	米国基準: しょうが、マンゴー、米等 カナダ基準: ぶどう、なたね、ほうれんそう等 EU基準: グレープフルーツ、レタス、にんじん等 豪州基準: バナナ、にんじん等 ニュージーランド基準: 穀類、ぶどう等

食品安全委員会 での評価等	【1】平成 16 年 11 月 30 日及び平成 18 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 18 年 12 月 21 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 19 年 10 月 2 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 11 月 15 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成 21 年 6 月 8 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 1 月 28 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.18 mg/kg 体重/day
------------------	---

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議